

見町 一吉町まちづく う通

【第14号】 平成 30 年 8 月

夏号

発 行 **倉敷駅周辺** 開発事務所

086-434-8671

日吉町の 小規模説明会を開催しまし た

席いただき、 ら6月18日(月)まで計13回開催しました。 日吉町の小規模説明会 (街区ごとの説明会)を5月28日 (月)か 誠にありがとうございました。 大変多くの方々にご出

業の流れ、 説明会では、 補償内容、 権利者のみなさまそれぞれの換地先、 税の制度につい 今後の事

機会になったのではないかと思います。 移転の時期などを具体的にお考えいただく てご説明しました。 と初めて顔を合わせた方もおられたほか、 仮換地先の街区の方々

日、訪問・電話でご説明しました。 であったりするため欠席された方には後 ご都合がつかなかったり遠方にお住まい みなさまからいただいたご質問のうち、

掲載しています。 だきました補償費の算定についても一例を 主なものを裏面に掲載していますのでご覧 また、 説明会で多く質問をいた

所までご連絡ください。 ご不明な点などがありましたら、 当事務

今年度の工事予定

第30回審議会を開催しました

でした。 て」、「現在の状況と今後の予定について」の2件 午前10時から当事務所で開催しました。 報告事項は「第29回審議会議事録の内容につい 第30回土地区画整理審議会を5月23日 (水)

閲覧することができます。 するほか、倉敷市情報公開室 (本庁舎2階) でも 審議会議事録は、当事務所ホームページに掲載



建物の解体工事につい

居と建物等の解体工事が始まっています。 石見町では、 物件補償契約を締結された方の転

絡ください。 分な配慮を行うようお願いしていますが、 様を通じて解体業者に対し、 きの点などがございましたら、当事務所までご連 解体工事に際しては、当事務所から建物所有者 近隣のみなさまに十 お気づ



日吉町も移転計画策定

図3)等が進んでいます。 移転計画に基づいて、現在、建 石見町では、2月にお示しした と同様に移転計画を策定して するご要望をお伺いし、石見町 物調査(下図1)や建物移転(下 みなさまの移転時期などに関 今年度は、日吉町においても 昨年小規模説明会を行った

平成30年度 施工予定箇所

都市計画道路 寿町石見線

都市計画道路 寿町八王寺線

仮換地指定 小規模説明会

平成 29 年度 施工済

建物調査 補償契約 約半年)

2

日吉町

石見町

造成工事

3

建物移転

編集後記

まいります。

6

新築工事

5

使用収益開始

平成 28 年度 施工済

お見舞い申し上げます。 平成30年7月豪雨で被害を受けられたみなさまに、 心より

区域内の見回りや土のうの提供などを行いました。 被災後は当事務所の職員も毎日交代で災 被災当日は当事務所でも警戒態勢を取り、

今後も被災地への対応を支援しつつ、 整理事業の進捗に尽力してまいります。 調査などの災害対応業務に従事しています。 害ガレキの回収やり災証明書発行のための

です。

今後も宅地造成、

道路、ライフラインの

いて使用収益を開始した敷地に建設されたもの

既存の道路やライフラインを用

先で初めての建物が完成しました。

まちづくり通信春号でお知らせしていた換地

換地先で初めての建物が完成

工事を行い、

順次使用収益を開始してまいりま



倉敷駅周辺開発事務所ホームページアドレス

http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kuraek

区画整理Q&A

- Q1:換地先の場所や状況については分かりましたが, 移転などの時期はいつごろになるのですか。
- A1:石見町については昨年2月にお知らせしました 時期,使用収益開始時期(建物を新築できる時期) を文書でお知らせします。また、いったん仮住居 に転居する必要があるかどうかについてもお知 らせします。
- Q5:仮住居は自分で探さなければならないのです
- A5:仮住居はみなさまご自身で探していただきま す。ご希望があれば当事務所でも物件に関す A6:仮住居費用は「標準家賃×現在の建物の居住 る情報を収集して提供させていただきます。 駅東の再生住宅は現在満室ですが、退去など により入居できるようになればご紹介しま す。
- Q9:補償金に税金はかかりますか。
- A9:補償金は課税対象となりますが,課税の特例 (譲渡所得から最大5千万円の特別控除等) を受けることができます。なお,項目によっ で、具体的には税務署に確認をしながらご説 明いたします。

- Q2:区画整理を機に農業をやめようと思います。 換地後の土地について,農地から宅地への造 成工事はしていただけますか。
- が,日吉町についても今後,建物調査時期,移転 A2:農地から宅地への造成工事は市が行います。 隣地の方が農業を続けられるなど土留めの設 置が必要な場合についても市が工事を行いま す。
 - 住居が手狭だと今の荷物が全部入らないので はないかと心配です。
 - 面積」で計算します。 仮住居費用より安い物件を仮住まいとした
 - 場合,手狭になる可能性がありますが,差額 をお返しいただく必要はありません。
 - Q10:平成31 年 10 月から消費税が上がる予定 │ Q11:アパートの入居者との交渉や転居費用の支 │ Q12:アパートを解体しても換地先が使用できな になっていますが、消費税が上がれば新築 費用も高くなってしまうのではないです か。
- ては特例を受けられないことがありますの | A 1 0 : 消費税率が上がればそれに合わせて補償額 も変更になるものと考えています。

- トか施設に入ろうと考えています。新築しな くても構いませんか。
- A3:換地後の土地は,みなさまの判断で利活用し ていただいて構いません。新築しなくても補償 費は変わりませんし,受け取られた補償費は特別 控除の対象になります。
- Q6:仮住居費用はどれくらいいただけますか。仮 │Q7:仮住まい中に利用できる仮倉庫を建設すると │Q8:庭木の仮植場を用意するとのことですが,水 のことですが,何を入れられますか。
 - A7:今回建設する仮倉庫については,戸外の物置 A8:シルバー人材センターに委託して水やり等を に収納しているものなど, 防犯・断熱性能な どを必要としない荷物を収納していただくこ とを想定しています。

ただし,戸数には限りがありますので,空き がない場合、利用できないことがあります。

- 払いはどうなるのですか。
- A11:アパートの入居者の方とは市が個別に交渉 し,転居費用の補償を行います。

アパートの所有者のみなさまは,入居者の 方に対し、退去が必要となったことのご連絡 をお願いします。

- Q3:私は高齢のため換地先に新築はせず,アパー Q4:今住んでいる家はかなり古く,傷んでいます。 どれくらい補償費をいただけるのですか。
 - A4:補償額は建物の現在価値を補償するもので, 建物の経過年数により基準で決められた補償 費を計算します。

右下に築 40 年・木造・100 ㎡の建物の例 を示しています。

- やりなどもしていただけますか。
- 行う予定です。

移植は枯れるリスクが高く、また税の特例の 適用も受けられませんので,伐採(税の特例 の適用あり)も視野にご検討ください。

- ければ家賃収入が途絶えます。補償はして いただけるのですか。
- A12:解体が終わってから使用収益開始までの期 間に加え、使用収益開始から建物完成まで の期間について,補償基準により家賃収入 相当額を補償します。

土地区画整理事業の補償(主なもの)

補償項目	物件の例	内 容
建物等移転料	住居・アパート等	建物の現在価値
工作物移転料	ブロック塀・門扉等	工作物の現在価値や移転費用等
立竹木移転料	庭木・果樹等	樹木の現在価値や伐採費用等
動産移転料	家財道具	移転に関する費用
移転雑費	手続費用等	設計監理料等
解体費用	建物・工作物	解体、廃材処分等の費用

補償費の算定例

- ・専用住宅
- ・築40年
- ・木造2階建
- ・延床面積 100㎡



補償項目	金額
建物等移転料	12,500,000円
工作物移転料	800,000円
立竹木移転料	700,000円
動産移転料	200,000円
移転雑費	3,500,000円
解体費用	2,300,000円
合 計	20,000,000円



補償額の調査報告書